岩手県告示第638号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成19年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 久慈岩泉線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別		敷地の幅員	延	長
下閉伊郡岩泉町岩泉字沢廻39番5地先から字志田25番		A	m		m
1 地先まで	新旧		14.0~8.0		419.9
		В			
			44.0~19.4		386. 0
		A			
			14.0~8.0		419.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- イ 期間 平成19年8月31日から同年9月30日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 羽黒堂二枚橋線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町猪鼻第6地割20番5地先から八重畑第	新	m	m
11 地割 42 番 6 地先まで		20.6~13.4	945. 0
	旧	19.8~8.1	945. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成19年8月31日から同年9月30日まで
- 3(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 二戸軽米線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
九戸郡軽米町大字山内第6地割21番地先から208番1	新	立仁	m	m
地先まで		22.8~4.3	621. 6	
	田	15.3~4.3	621. 6	
九戸郡軽米町大字山内第9地割52番91地先から52番 50地先まで	新	15.4~5.5	233. 0	
	旧	15. 4~4. 2	233. 0	

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 二戸地方振興局土木部
- イ 期間 平成19年8月31日から同年9月30日まで
- 4(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 東和花巻温泉線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市西宮野目第 13 地割 60 番 7 地先から第 12 地割 38	新	m	m
番4地先まで		29.0~12.4	635. 5
	旧	15.7~9.2	635. 5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成19年8月31日から同年9月30日まで